

あいちの山里・離島移住促進強化事業業務委託先募集要項

1 事業概要

あいちの山里・離島移住促進強化事業業務委託基本仕様書のとおり

2 契約条件

(1) 契約形態

委託契約

(2) 契約金額

7,956,850 円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とします。

(3) 契約期間

契約締結日から 2026 年 3 月 19 日（木）まで

(4) 契約保証金

愛知県財務規則第 129 条の 2 の規定により契約金額の 100 分の 10 以上の金額とします。ただし、愛知県財務規則第 129 条の 3 に該当する場合は、全額免除します。

(5) 契約金の支払条件

原則精算払いとします。

3 応募資格

応募の有資格者は、次の全てに該当する者としてします。また、共同企業体（以下「JV」という。）形式での応募も認めますが、1 事業者が 2 つ以上の JV に重複し、又は、JV に参加しながら単独での提案を行うことはできません。なお、JV の場合は、JV に参加する全ての者が応募資格を満たす必要があります。

- (1) 愛知県の「令和 6・7 年度入札参加資格者名簿」の「業務（大分類）03. 役務の提供等」に登録されている者であること。
- (2) 代表者が成年被後見人、被保佐人又は破産者でないこと。
- (3) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (4) 「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書（平成 24 年 6 月 29 日付け愛知県知事等・愛知県警察本部長締結）」に基づく排除措置を受けていない者であること。
- (5) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定（一般競争入札の参加者の資格）に該当しない者であること。
- (6) 愛知県から、製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る指名停止措置を提案書受付期間に受けていないこと。

4 応募方法等

応募者は、別添「あいちの山里・離島移住促進強化事業業務委託基本仕様書」を踏まえ、別添「あいちの山里・離島移住促進強化事業業務委託企画提案書作成要領」に基づき、下記により企画提案書等を提出してください。

(1) 提出物

- ア 企画提案書表紙（様式1）
- イ 企画提案書（任意様式）
- ウ 経費見積書（任意様式）
- エ 業務実施体制書（任意様式）
- オ その他資料
 - ①法人の概要が分かる資料（パンフレット等）
 - ②決算報告書（任意様式）
 - ③法人の業務履歴（様式2）
 - ④社会的価値の実現に資する取組に関する申告書（様式3）
 - ⑤JV 構成員名簿（JV の場合のみ、任意様式）
 - ⑥契約締結等の権限についての委任状の写し（JV の場合のみ、任意様式）
 - ⑦共同企業体協定書の写し（JV の場合のみ、任意様式）

(2) 提出媒体及び部数

紙媒体 7 部（正本 1 部、副本 6 部）及び副本の電子媒体

※（1）オ①、②、④、⑥及び⑦は、正本にのみ添付してください。

(3) 提出方法及び提出先

ア 紙媒体

持参、郵送（配達証明に限る。）又は宅配便（手渡ししたことが証明されるものに限る。）により、下記 10 の所属宛て提出してください。持参の場合の受付時間は平日の午前 8 時 45 分から午後 5 時までとします。ただし、2025 年 4 月 21 日（月）は午後 3 時までとします。

イ 電子媒体

電子メールにより、下記 10 の所属宛て提出してください。

※ JV の場合は、JV を代表し提案の責任者として県と連絡調整等を行う者を代表法人として指定し、代表法人が書類を提出してください。また、代表法人は、JV 構成員に提案内容の全てを必ず確認してもらい、同意を得たものを提出してください。添付資料については、全ての JV 構成員のものを提出してください。

(4) 提出期限

2025 年 4 月 21 日（月）午後 3 時必着

5 募集説明会の開催

応募を希望される方を対象に、以下のとおり説明会を開催します。出席は応募の必須条件ではありませんが、応募を希望される方は可能な限り出席してください。

- (1) 日 時 2025 年 4 月 10 日（木）午前 10 時から
- (2) 場 所 愛知県自治センター 8 階 会議室D
- (3) 申込方法 法人名、所属・担当者名、連絡先（電話番号・メールアドレス）、参加人数を明記し、2025 年 4 月 9 日（水）午後 4 時までに下記 10 のアドレス宛て電子メールで申込みしてください。その際、件名は「あいちの山里・離島移住促進強化事業説明会参加申込」としてください。

6 応募に関する問合せ

応募に関して質問がある場合は、2025 年 4 月 14 日（月）正午までに下記 10 のアドレス宛て電子メールで提出してください。その際、件名は「あいちの山里・離島移住促進強化事業に関する質問」としてください。質問等への回答は、2025 年 4 月 16 日（水）までに、質問者へ電子メールで回答するとともに、県の公式ホームページに掲載します。

7 受託候補者の選定等

(1) 選定方法

- ア 別に設置する審査委員会において、別に定める評価基準に基づき、企画提案書により、応募者の能力及び企画提案の内容の総合的な評価を行い、最も優れた応募者を受託候補者として選定します。
- イ 選定に当たっては、提出された企画提案書について、愛知県が設置する審査委員会においてプレゼンテーション（紙資料）及びヒアリングを行います。プレゼンテーション及びヒアリングの日時、場所は別途連絡します。
- ウ 企画提案書を提出した者が 5 者を超える場合は、愛知県において書類選考を行い、上位 5 者をプレゼンテーション及びヒアリングの対象とします。
- エ 書類選考及び選定委員会は非公開とし、審査の経過等審査に関する問合せには応じません。また、異議申立ても一切認めないものとします。
- オ プレゼンテーション及びヒアリングへの参加に係る一切の経費は、応募者の負担とします。また、プレゼンテーション及びヒアリングに参加しない者については、企画提案書を取り下げたものとみなします。

(2) プレゼンテーション及びヒアリングの開催

- ア 日 時 2025 年 4 月 23 日（水）午前 10 時から

※時刻は、後日指定します。

イ 場 所 愛知県本庁舎 3階 第5会議室

ウ 説明時間 各者 30 分程度

※説明 20 分、質疑応答 10 分を目安とします。

(3) 審査結果の通知

審査結果は、全ての応募者に対し、後日、書面で通知します。

(4) 契約

審査委員会において受託候補者として選定された者と契約上限額の範囲内で交渉の上、契約します。なお、契約が不調に終わった場合は、次点の者と交渉します。

(5) 受託予定者の取消し

次の要件のいずれかに該当する場合は、受託予定を取り消すことがあります。

ア 応募資格を有すると偽った場合又は応募資格を失った場合

イ 提出書類に虚偽の内容が記載されていた場合

(6) その他

企画提案の内容に基づく見積金額は、同一条件において、その額を超えることは認めません。なお、契約金額については提案内容等を勘案して決定するため、見積書記載の金額と同額にならない場合があります。

8 注意事項

- (1) 企画提案書の提出は、1 者 1 案とします。
- (2) 応募資格を有しない者の応募や提出物に不備がある場合は、受理しません。
- (3) 応募及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とします。
- (4) 提出書類の作成及び提出に必要な経費は、各応募者の負担とします。なお、提案された企画提案書は返却しません。
- (5) 要求した内容以外の書類及び図面等は受理しません。
- (6) 提出後の企画提案書の訂正、追加及び再提出は認めません。
- (7) 受託後の企画提案書に記載された実施体制（総括責任者、連絡担当者等）の変更は原則認めません。
- (8) 提出された企画提案書は、委託先決定のための資料であり、正式な企画書は県と協議の上、決定します。
- (9) 提出された企画提案書は、愛知県情報公開条例に基づき、開示することがあります。

- (10) 契約より前に、本件業務のために行った準備行為等に係る費用がすでに発生しているも、提案者はその費用を県に請求できません。
- (11) この要項に定めるもののほか、選定実施に係る必要な事項は、県が決定します。

9 スケジュール

- | | |
|-----------------|-----------------------|
| (1) 募集説明会参加申込期限 | 2025年4月9日(月) 午後4時 |
| (2) 募集説明会の開催 | 2025年4月10日(木) 午前10時から |
| (3) 質問受付期限 | 2025年4月14日(月) 正午 |
| (4) 質問に対する回答期限 | 2025年4月16日(水) |
| (5) 企画提案書提出期限 | 2025年4月21日(月) 午後3時 |
| (6) 審査委員会の開催 | 2025年4月23日(水) 午前10時から |

10 書類提出及び問合せ先

愛知県総務局総務部市町村課地域振興室山村・離島グループ

〒460-8501 名古屋市中区三の丸3-1-2

電話 052-954-6097

FAX 052-954-6981

電子メール chiiki-shinko@pref.aichi.lg.jp